



令和元年7月10日  
Vol. 177

発行所 加来不動産株式会社  
発行所 加来 寛 ・ スタッフ一同  
小倉南区守恒本町一十二二十三一〇一  
（〇九三）九六二一五八一  
<http://www.kaku-f.co.jp/>

### おたまじゃくしが千ヨロ千ヨロで

気づけば田んぼには、かわいらしい稲苗が行儀よく植えられています。水がはった田んぼをのぞいてみると、いっせいに千ヨロ千ヨロと泥のなかにかくれる「おたまじゃくし」が。なんとなくホッコリしました♪



加来

Q、「わたしと妻が、わたしの父親の介護をしてい  
ます。しかし、ほかの兄弟はそのことを有難いと思っ  
ている節はありません。それで相続財産は「平等」と  
は納得いきません。わたしたちの介護の負担を、  
他の兄弟に主張してもよいのでしょうか？」

A、「その前に、お父様に「遺言」を残してもらおうよ  
う。お話してみてください。」

また、「寄与分」という考えもあります。

### 寄与分という考え方

#### ■介護をした人、していない人も平等？

いま、「介護」の問題は様々な形で顕在  
化されてきています。なかでも「相続」に  
おいて、この「介護」の負担はもめる原因  
にもなります。

「介護をした相続人」と「介護をしてい  
ない相続人」は、厳密にいえば平等ではあ  
りません。それは「寄与分」という考え方  
があるからです（後述します）。



しかし、「わたしは介護したから、相続  
分を増やして欲しい」と主張しても、他の  
兄弟が自分のもらえる分を減らしても、  
その主張を認めてくれるとは限りません。

ですから、まだお父様の意識がはっきり  
しているうちに、そのことをお伝えして、  
遺言をきちんとおこなってもらおうのが、最善  
ではないでしょうか（※遺言の内容には注  
意が必要です）。

### 寄与分とは？

相続人の「財産の維持や増加に  
貢献した程度のこと」です。寄与  
分がある相続人は、その分おおく  
の財産を相続することができます。  
（民法第904条の2第1項）

#### ■寄与分が請求できるケース

例えば次のような場合です

- ①被相続人の看病をした
- ②被相続人の老後の介護をした
- ③被相続人の借金を肩代りした
- ④被相続人の生活を支えた
- ⑤被相続人の事業を無償で手伝った

（※被相続人とは、相続財産をの  
こして亡くなった方のことであ  
ります。）

しかしこれらのケースは、主張  
しても、その主張がとおるケー  
スが少ないのが現状です。

というのも、「親を支え、介護  
をするのは当たり前」という前提  
があるからです。

#### ■まとめ



核家族化がすすむなか、様々な  
価値観が交錯し、ひとつボタンを  
かけまちがえると、取り返しがつ  
かなくなることもあります。何事  
も早めの対応が大切です。

《編集 加来》

### 突撃！となりの賃貸管理業務

今回は、弊社管理物件に店舗を構  
えられている「Tiny to (たいにと)と  
と)」さんのご紹介です。

「たいにと」とさんは、フラ  
ワーショップです。店内にはお花は  
もちろん、鉢物や小物などたくさん  
のステキな品物がならんでいます。

女性のオーナーさんはとても明  
るい方で、立ち寄るといつも気さく  
に声をかけて頂きます。

プレゼントやお花が必要なときは、  
是非立ち寄ってみてください♪



■ Tiny to (たいにと)とと)  
〒802-0974

■ 北九州市小倉南区徳力4-20-8  
(駐車場 有)

■ 連絡先・093-967-2655

《資産管理部 西村》



加来  
ゆかり  
の

## 先月のグッときた本の紹介

『すべては導かれている』



著者: 田坂 広志  
出版: 小学館

この本を読み、目の前の逆境に、どう向き合うのか、どうやって乗り越えていくのかを深く考えることができました。

「幸運に見えるできごと」だけでなく、「不幸に見えるできごと」も含めすべては、私たちに良い人生を送らせるための導きであるということ。自然のエネルギーや目には見えない力や自らの中に眠る智慧があるそうです。

「一度きりの人生、どのような人生であっても、慈しみ、抱きしめるように、生きて欲しい」というフレーズがとても好きです。

## ひとこと不動産業界

“オフィスの賃貸、連帯保証人不要”

日本商業不動産保証(東京)は、福岡県でオフィスビルオーナー向けに、連帯保証人の代わりに家賃保証や審査を一括で請け負うサービスを、西日本シティ銀行と組みスタートする。春の民法改正で保証人保護が強化され、保証人を引き受ける個人が減ることを見込んでの動き。

## ウチ。こんなことやっています

カンカンと暑い日が続いておりますが、皆さまお元気ですか。熱中症に気を付けて屋外活動しております笑顔向上委員会の石川です。

6月から新たな期のスタートをきり、6月10日に経営方針発表を行いました。

この経営方針発表と一緒に、前期の「経営理念・行動指針における優秀賞」を表彰する好寿(こうじゅ)賞の授与式も行いました。

26期も力を  
合わせて成長  
していきます!



一年間、経営理念・行動指針に沿った行動をしたスタッフを表し、委員長が私がトロフィーを渡させていただきました。

手前みそとなりますが、社員全員が成長し、一年間で自己変革してきたと思います。しかし、まだまだ未熟なところも多々ありますのでこれからも成長し続けて参ります。

《笑顔向上委員会

石川 明人》

## 今井佳子の感動体験

6月23日(日)子供会の活動の一環として「町内のゴミ拾い・七夕の飾りつけ・夏祭りの出し物でつかう小道具作り」に参加しました。

「町内のゴミ拾い」は、2グループの徳力小学校周辺とモノレール守恒駅周辺に分かれて行いました。

高学年が中心となり、タバコの吸い殻や空きカン、折れたカサなどを黙々と拾い、低学年の子どもたちは、そんな姿を見ながら楽しそうにゴミ拾いをしていました。



社務所に戻った後は、5班のグループに分かれ、まずは「七夕の飾り付け」を行いました。各々願い事を短冊に記し、キラキラ光る飾りや、折り紙で作成したものやラミネートにして飾りました。

「ちなみにわたしと娘の願いは“お金持ちになれますように”です(笑)。願いが叶ってくださることを祈ります！」

最後は、7月21日(日)に八旗八幡神社で行われる夏祭りに向け、的当てゲームの的や釣ぎお、小道具の魚100匹を班ごとに作成しました。



今年は、夏祭り当日だけでなく、準備の段階から子どもたちに関わってもらおうということになりました。

自分たちが作成した小道具を使いお客さまが喜んでくれるそのお客さまの姿を見て自分たちもうれしくなる。

このような体験を通して、誰かの喜びにつながる行動を身につけてくれたらいいなと思います。

《今井 佳子》